

厚生労働省の平成 19 年度研究事業に関する評価
(概算要求前の評価)

厚生科学審議会

科学技術部会

平成 18 年 7 月 27 日

厚生労働省の平成19年度研究事業に関する評価

1. 目的	1
2. 評価方法	1
3. 厚生労働科学研究費補助金	7
＜Ⅰ. 行政政策研究分野＞	8
（1）行政政策研究事業	8
（2）厚生労働科学特別研究事業	20
＜Ⅱ. 厚生科学基盤研究分野＞	23
（3）先端的基盤開発研究事業	23
（4）臨床応用基盤研究事業	66
＜Ⅲ. 疾病・障害対策研究分野＞	83
（5）長寿科学総合研究事業	83
（6）子ども家庭総合研究事業	89
（7）第3次対がん総合戦略研究事業	94
（8）循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業	102
（9）障害関連研究事業	107
（10）エイズ・肝炎・新興再興感染症研究事業	117
（11）免疫アレルギー疾患予防・治療研究	130
（12）こころの健康科学研究事業	136
（13）難治性疾患克服研究事業	144
＜Ⅳ. 健康安全確保総合研究分野＞	150
（14）医療安全・医療技術評価総合研究事業	150
（15）労働安全衛生総合研究事業	157
（16）食品医薬品等リスク分析研究事業	160
（17）健康危機管理対策総合研究事業	176
4. がん研究助成	186
5. 基礎研究推進事業費（独立行政法人医薬基盤研究所 運営費交付金）	191

1. 目的

「厚生労働省の科学研究に関する評価について」（平成 15 年 2 月 27 日）によれば、厚生労働省が実施する新規研究事業については、予算概算要求に先立ち、外部評価を活用することが望ましいとされている。そのため厚生労働省では、実施する研究事業について行政施策との連携を保ちながら、一層優れた研究開発成果を国民、社会へ還元することを目的とし、評価を行うこととしている。今般、厚生科学審議会科学技術部会において、厚生労働省の科学技術施策に関する概算要求前の評価を行う。

本評価結果は、総合科学技術会議の科学技術関係予算に関する評価の基礎となるものであり、研究開発資源の配分への適切な反映等を行うことにより、研究開発の一層効果的な実施を図るものである。

2. 評価方法

1) 評価のプロセスの決定

① 経緯

厚生労働省の新規研究事業については、従来より外部有識者等の意見をもとに研究事業の概算要求が行われてきたが、省全体の科学技術に関する事業の整合性を図る観点から、厚生科学審議会科学技術部会において概算要求前に評価を行うことが望ましいこと、また総合科学技術会議では、重点分野推進戦略、評価専門調査会等の評価が、概算要求前に各省で行われた評価を基にして行われることから、平成 15 年 2 月 27 日、厚生科学審議会科学技術部会は、厚生労働省の科学技術に関する大型プロジェクトについて概算要求前に事業の概要を検討し、外部評価等を取り入れた評価を行うことを定めた。以後、平成 15 年度より厚生労働科学研究費補助金の各事業及びがん研究助成金について、毎年度概算要求前の評価を行ってきたところである（平成 16 年度より独立行政法人医薬品医療機器総合機構開発振興勘定運営費交付金の基礎研究推進事業費（平成 17 年度に独立行政法人医薬基盤研究所へ移管）を追加）。

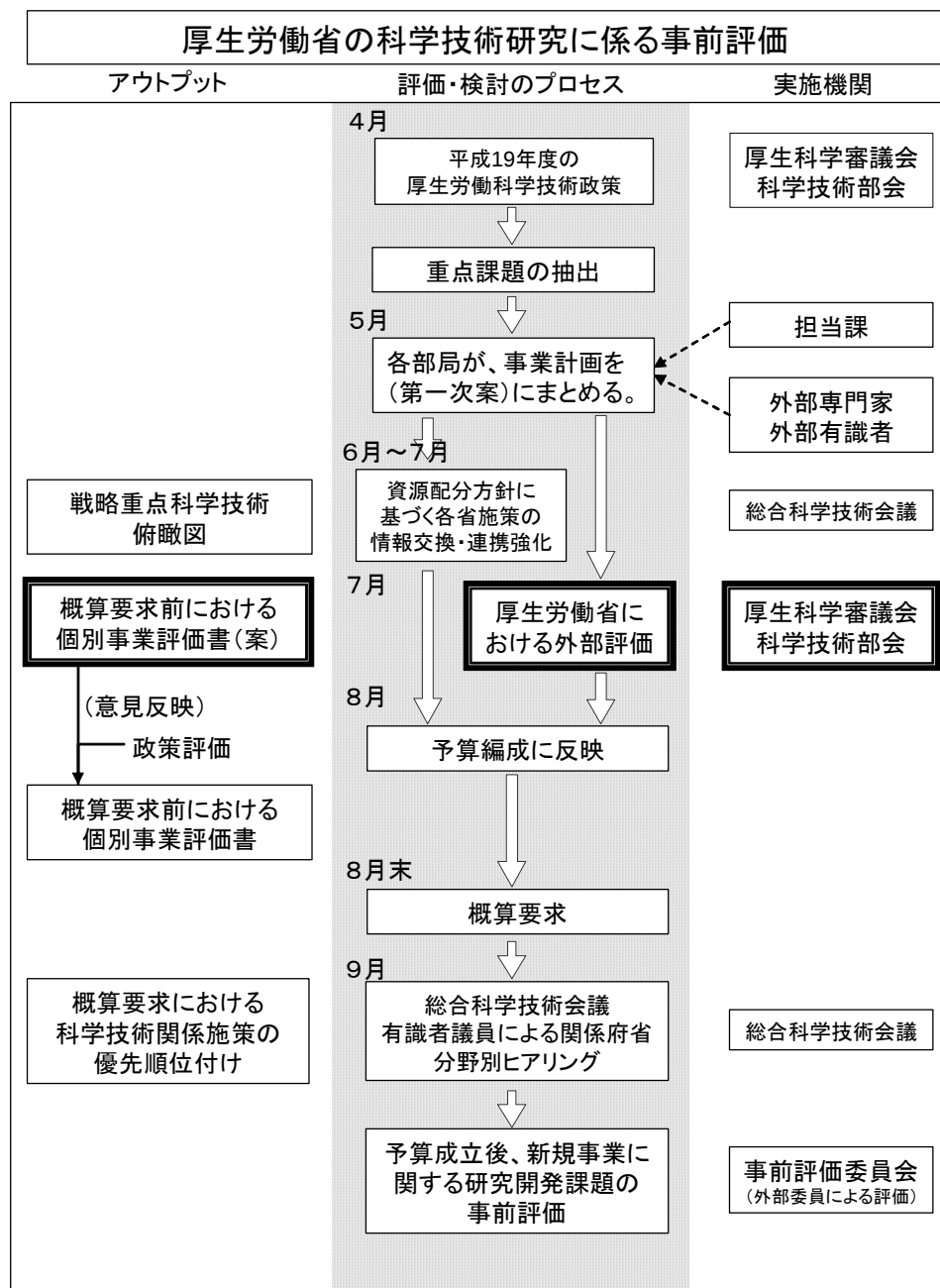
② 総合科学技術会議の動向

平成 17 年 5 月に、総合科学技術会議により、関係府省間の関連施策における不必要な重複の排除及び連携の強化を推進するための科学技術連携施策群（以下「連携施策群」という。）が設定され、関係府省間の調整が行われてきた。さらに、「平成 19 年度の科学技術に関する予算等の資源配分方針」（平成 18 年 6 月 14 日）においては、関係府省が概算要求前から連携施策群の枠組みを活用しつつ個々の施策の位置づけを明確化し、基礎段階から応用・産業化段階まで見通したそれぞれの全体俯瞰図の素案を作成することが定められた。これは、「科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月 28 日）に基づき策定された「分野別推進戦略」（平成 18 年 3 月 28 日）の「戦略重点科学技術」に重点投資することを府省横断的に実現するためとされている。

③ 平成 19 年度科学技術研究の評価プロセスについて

②で述べた総合科学技術会議の資源配分方針の動向を踏まえ、平成 19 年度の厚生労働省の科学技術研究に係る事前評価については、＜図 1＞のようなプロセスで行うこととした。

＜図 1＞



2) 評価対象

総合科学技術会議の平成16～18年度の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」では、科学技術関係施策の優先順位付け(SABC)の対象範囲を、基本的に(イ)1億円以上(平成16年度においては10億円以上)の新規施策及び(ロ)概算要求額又は事業規模(見込み)が10億円以上の既存施策等としていた。また、政策評価の観点からは、「個々の研究開発であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策」は、事前評価の対象とされていることから、厚生労働省の科学技術研究の中から、競争的研究資金である厚生労働科学研究費補助金の各研究事業、独立行政法人医薬基盤研究所運営費交付金のうち基礎研究推進事業費及び予算額が大きく、「分野別推進戦略」(平成18年3月28日)の「戦略重点科学技術」(参考1)と強い関連がある国立病院特別会計によるがん研究助成金を対象として実施する。

3) 評価方法

今回の評価は、各研究事業の内容について、平成15年5月に公表された、「厚生労働科学研究費補助金の成果の評価」及び、平成15年7月に総合科学技術会議において決定された「競争的資金制度の評価報告書」において行われた評価結果を参考として実施する。

平成19年度実施予定の各研究事業について、厚生労働省の各担当部局が、外部有識者等の意見を踏まえて評価原案を作成し、厚生科学審議会科学技術部会において審議を行う。

なお、本評価は、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」(平成17年8月25日、厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)(参考2)に基づき行うとともに、政策評価(参考3)とも一体として実施するため、厚生労働科学研究費補助金全体を評価する「政策評価」の観点である「必要性」「効率性」「有効性」等についても総合的に評価する。

また「科学技術基本計画」(平成18年3月28日)及び「分野別推進戦略」(平成18年3月28日)で示されている科学技術の戦略的重点化の考え方、「平成19年度の科学技術に関する予算等の資源配分方針」(平成18年6月14日)で示されている「国民への説明責任・成果の発信の徹底」等も踏まえ、「科学技術基本計画」で設定された理念や政策目標(参考4)、「分野別推進戦略」で設定された「戦略重点科学技術」との関連性を明示するとともに、「重要な研究開発課題」に基づく「成果目標」の達成状況の評価等も行った。

<参考 1>

「分野別推進戦略」

(平成 18 年 3 月 28 日 総合科学技術会議決定)

I. ライフサイエンス分野

3. 戦略重点科学技術

(2) 戦略重点科学技術の選定

- ①「生命プログラム再現科学技術」
- ②「臨床研究・臨床への橋渡し研究」
- ③「標的治療等の革新的がん医療技術」
- ④「新興再興感染症克服科学技術」
- ⑤「国際競争力を向上させる安全な食料の生産・供給科学技術」
- ⑥「生物機能活用による物質生産・環境改善科学技術」
- ⑦「世界最高水準のライフサイエンス基盤整備」

<参考 2>

「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」

(平成 17 年 8 月 25 日 厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定)

第 2 編 研究開発施策の評価の実施方法

1. 評価体制

各研究事業等の所管課は、当該研究事業等の評価を行う。

2. 評価の観点

政策評価の観点も踏まえ、研究事業等の目標、制度、成果等について、必要性、効率性及び有効性の観点等から評価を行う。

研究事業等の特性に応じて柔軟に評価を行うことが望ましいが、「必要性」については、行政的意義（厚生労働省として実施する意義、緊急性等）、専門的・学術的意義（重要性、発展性等）、目的の妥当性等の観点から、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から、また「有効性」については、目標の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことが重要である。

3. 評価結果

評価結果は、当該研究開発施策の見直しに反映させるとともに、各所管課において、研究事業等の見直し等への活用を図る。

<参考3>

「厚生労働省における政策評価に関する基本計画」

(平成14年4月1日 厚生労働省大臣決定、平成18年4月1日改正)

1 基本的な考え方

(略)

また、評価にあたっては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成17年3月29日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)、(中略)を踏まえて実施する者とする。

(略)

4 政策評価の観点に関する事項

(1)「必要性」の観点

(2)「効率性」の観点

(3)「有効性」の観点

(略)

6 事前評価の実施に関する事項

(1) 事前評価の対象とする政策

イ 法第九条に規定する政策

(イ) 個々の研究会は通(人文科学のみに係るものを除く。(ロ)において同じ。)であって10億円以上の費用を要することが見込まれるものの実施を目的とする政策

((ロ)～(ホ)まで略)

ロ イの政策以外の政策の撃ち、厚生労働省として事前評価を実施する政策

((イ)、(ロ)略)

(ハ) 大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発

基本目標 1 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 2	研究を支援する体制を整備すること
1	厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

<参考4>

「科学技術基本計画」

(平成18年3月28日 閣議決定)

第1章 基本理念

3. 科学技術政策の理念と政策目標

(1) 第3期基本計画の理念と政策目標

理念1 人類の英知を生む

～知の創造と活用により世界に貢献できる国の実現に向けて～

◆目標1 飛躍知の発見・発明 ー未来を切り拓く多様な知識の蓄積・創造

(1) 新しい原理・現象の発見・解明

(2) 非連続な技術革新の源泉となる知識の創造

◆目標2 科学技術の限界突破 ー人類の夢への挑戦と実現

(3) 世界最高水準のプロジェクトによる科学技術の牽引

理念2 国力の源泉を創る

～国際競争力があり持続的発展ができる国の実現に向けて～

◆目標3 環境と経済の両立 ー環境と経済を両立し持続可能な発展を実現

(4) 地球温暖化・エネルギー問題の克服

(5) 環境と調和する循環型社会の実現

◆目標4 イノベーター日本 ー革新を続ける強靱な経済・産業を実現

(6) 世界を魅了するユビキタスネット社会の実現

(7) ものづくりナンバーワン国家の実現

(8) 科学技術により世界を勝ち抜く産業競争力の強化

理念3 健康と安全を守る

～安心・安全で質の高い生活のできる国の実現に向けて～

◆目標5 生涯はつらつ生活 ー子供から高齢者まで健康な日本を実現

(9) 国民を悩ます病の克服

(10) 誰もが元気に暮らせる社会の実現

◆目標6 安全が誇りとなる国 ー世界一安全な国・日本を実現

(11) 国土と社会の安全確保

(12) 暮らしの安全確保

3. 厚生労働科学研究費補助金

厚生労働科学研究費補助金による研究事業は、平成19年度においては4つの研究分野に属する17研究事業に分かれて実施されている（表1参照）。

表1. 研究事業について

研究分野	研究事業
Ⅰ. 行政政策	1) 行政政策
	2) 厚生労働科学特別
Ⅱ. 厚生科学基盤 ＜先端医療の実現＞	3) 先端的基盤開発
	4) 臨床応用基盤
Ⅲ. 疾病・障害対策 ＜健康安心の推進＞	5) 長寿科学総合
	6) 子ども家庭総合
	7) 第3次対がん総合戦略
	8) 循環器疾患等生活習慣病対策総合
	9) 障害関連
	10) エイズ・肝炎・新興再興感染症
	11) 免疫アレルギー疾患予防・治療
	12) こころの健康科学
	13) 難治性疾患克服
Ⅳ. 健康安全確保総合 ＜健康安全の確保＞	14) 医療安全・医療技術評価総合
	15) 労働安全衛生総合
	16) 食品医薬品等リスク分析
	17) 健康危機管理対策総合

<I. 行政政策研究分野>

行政政策研究分野は、「行政政策研究事業」と、「厚生労働科学特別研究事業」から構成されている(表2)。

表2.「行政政策研究分野」の概要

研究事業	研究領域
1) 行政政策	1-1) 政策科学総合
	1-2) 社会保障国際協力推進
2) 厚生労働科学特別研究	

1) 行政政策研究事業

1-1) 政策科学総合研究

(分野名) 行政政策研究分野

(研究経費名) 政策科学総合研究経費

事業名	政策科学推総合研究経費 (政策科学推進・統計情報総合研究経費)
主管部局(課・室)	政策統括官付政策評価官室 大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室
事業の運営体制	社会保障関連省内部局と調整しつつ、事業を運営

関連する「第3期科学技術基本計画」における理念と政策目標(大目標、中目標)

理念	健康と安全を守る
大目標	生涯はつつ生活
中目標	誰もが元気に暮らせる社会の実現

1. 事業の概要

(1) 分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)で関係する「重要な研究開発課題」

0 重要な研究開発課題	・ ライフサイエンスが及ぼす社会的影響や、社会福祉への活用に関する研究開発
研究開発目標	○2010年までに、労働力等限られた資源の、社会保障への効率的活用等に資する政策研究を推進し、人口減少に対応するための社会的基盤整備の確立のための新たな知見を得る。 ○2015年頃までに、人口減少に対応するための社会的基盤整備を確立するための技術を確立する。 ○2010年までに、医療のIT化に対応した効率的で質の高い統計調

	査の手法を確立する。
成果目標	◆2015年頃までに、少子・高齢・人口減少社会において持続可能な社会保障制度の構築に確実な貢献を行う。 ◆2010年頃までに、統計データに基づく福祉政策決定をさらに確実なものとし、国民の生活の質の向上を実現する。

(2)事業内容(継続)

急速な少子高齢化が進行する中で、国民の将来に対する不安を解消していくため、社会保障制度について歩みを止めることなく改革を進めていくことが求められている。社会保障制度に対する国民の関心は高く、専門的・実務的な観点から、(1)人口少子化問題、(2)社会・産業構造等の変化が社会保障に与える影響、(3)社会保障分野の政策評価(4)研究する上での基盤となる厚生労働統計情報のあり方や活用方法、について実証的研究を実施し、それらを踏まえた施策の企画立案及び効率的な推進に資するものである。

A. 一般公募型

- ①少子高齢・人口減少社会における持続可能な社会保障制度の構築に関する研究
- ②社会保障制度についての評価・分析に関する研究
- ③将来の社会保障の担い手に関する研究
- ④経済・財政と調和した社会保障制度と、セフティーネットのあり方に関する研究
- ⑤地域(コミュニティ)における社会保障のあり方に関する研究
- ⑥社会保障における、NPO・ボランティアなど民間活力に関する研究
- ⑦利用者の満足度を高める社会保障サービスのあり方に関する研究
- ⑧厚生労働統計情報の高度処理システムの開発に関する研究
- ⑨厚生労働統計の高度分析に関する研究
- ⑩厚生労働統計情報の情報発信に関する研究
- ⑪高度情報通信ネットワーク社会の推進に関する研究
- ⑫医療分野IT化に対応した厚生労働統計に関する研究
- ⑬統計情報利用者の視点に立った厚生労働統計調査の推進に関する研究

B. 指定型

- ①診療群分類を用いた包括評価のあり方に関する研究

C. 若手育成型

- ①持続可能で安定的な社会保障のための実践研究を推進する若手研究者の養成

(3)関連事業(関連事業所管課)との役割分担

当研究事業は、医療、福祉、年金、人口問題等社会保障全般に関し、複数部局にまたがる研究事業を主に担当している。

(4)分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)における「戦略重点科学技術」及び「重要な研究開発課題」との関係

ライフサイエンスが及ぼす社会的影響や、社会福祉への活用に関する研究開発に資する研究として、持続可能な社会保障制度構築のために必要な研究や社会福祉政策立案に有効な統計手法の研究等を行うものであり、「重要な研究開発課題」の一つである。

(5)予算額(単位:百万円)

<政策推進>

H15	H16	H17	H18	H19
809	766	659	622	(未確定値)

<統計総合>

H15	H16	H17	H18	H19
35	32	27	25	(未確定値)(統合)

(6)研究事業の成果

平成18年度までは、年金(平成16年)、介護(平成17年)、医療(平成18年)の各分野における制度改革を見据え、専門的・実務的な観点から、人口・少子化問題、社会保障全般に関して実証的研究を実施した、また、それらを踏まえた施策の企画立案及び効率的な推進、社会保障制度についての評価・分析に関する研究を主に行ってきた。以下に、研究成果の一部を記載する。

- ・出生率の回復について、歴史的研究及び現代日本の出生力計量分析の両面からの検証、男性の子育てへの価値観との関連について分析した。
- ・医療機関類型ごとの外来診療の現状について分析し、地域医療連携の推進に寄与するものであった。
- ・DPC(Diagnosis Procedure Combination)対象病院の拡大の基礎資料として、診療報酬改定に反映した。
- ・国民生活の基礎的事項として調査すべき、健康関連の項目について研究を行い、国民生活基礎調査の調査票を検討する際の資料として知見を活用した。

また、平成17年度までもに少子化に関する研究や社会保障に関する研究が、審議会資料等として活用されている。

2. 評価結果

(1)必要性

行政における中・長期的な制度改革の時期を見据え、行政ニーズを重視した研究を実施する一方で、効率的な少子化対策の方策や人口減少社会における社会保障制度設計等の新たな施策展開のための基礎的情報を得る研究を実施できる研究事業は、他にない。また、他

の政策分野に比べて国民の期待が従来から高く、近年最も高い期待が持たれている（「国民生活に関する意識調査」等により）社会保障関連施策（「国民生活に関する意識調査」等による）の企画・立案に直結する当該研究事業を推進することは、国民のニーズに合致している。国民の安心と生活の安定を支える持続可能な社会保障制度の構築に資する研究成果が期待できる本研究事業は、「社会・国民に支持される科学技術」として必要なものである。

(2)効率性(費用対効果にも言及すること)

公募課題は、省内関係部局と調整の下、様々な視点から見て真に施策に必要で緊急性の高いものが取り上げられている。さらに、有識者による学問的観点及び行政担当者による行政的観点をあわせた適切な事前評価・中間評価により、効率よく、優れた研究成果が導かれている。

(3)有効性

公募課題決定、研究採択審査、研究実施の各段階において省内関係部局から意見を聴取する等、積極的な連携により、施策との関連の高い課題を優先的に実施している。また、平成18年度から若手育成型研究を導入したことは、長期的な視点で当該分野の若手人材を育成するという観点から評価できる。

(4)計画性

本研究事業の研究課題は、短期の問題解決型と、長期的な施策立案を図る上での基礎資料を蓄積するものに二分でき、前者については喫緊の問題に対応する課題を選定し、後者については研究成果が活用される時期を見込んだ長期的視野による課題設定を行っている。また、中間評価により、必要に応じて研究内容の見直しや継続不可とすることで、研究費の計画的かつ有効な活用が図られている。

(5)分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)の研究開発目標、成果目標の達成状況

「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）を受けて策定された、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）において、若者の自立、仕事と家庭の両立支援、家庭の役割、子育ての新たな支え合い等に関する具体的施策内容と目的が掲げられており、これは分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)における「重要な研究開発課題」が目指している目的に合致するものである。また、2010年までに、医療のIT化に対応した効率的で質の高い統計調査の手法を確立するため、医療のIT化が進んだ状況を想定し、統計調査の項目の設定や、分析手法について研究を行っている。当該研究事業は、計画性を持って実施されており、今後も研究開発目標、成果目標の達成を目指して、研究を推進していくこととする。

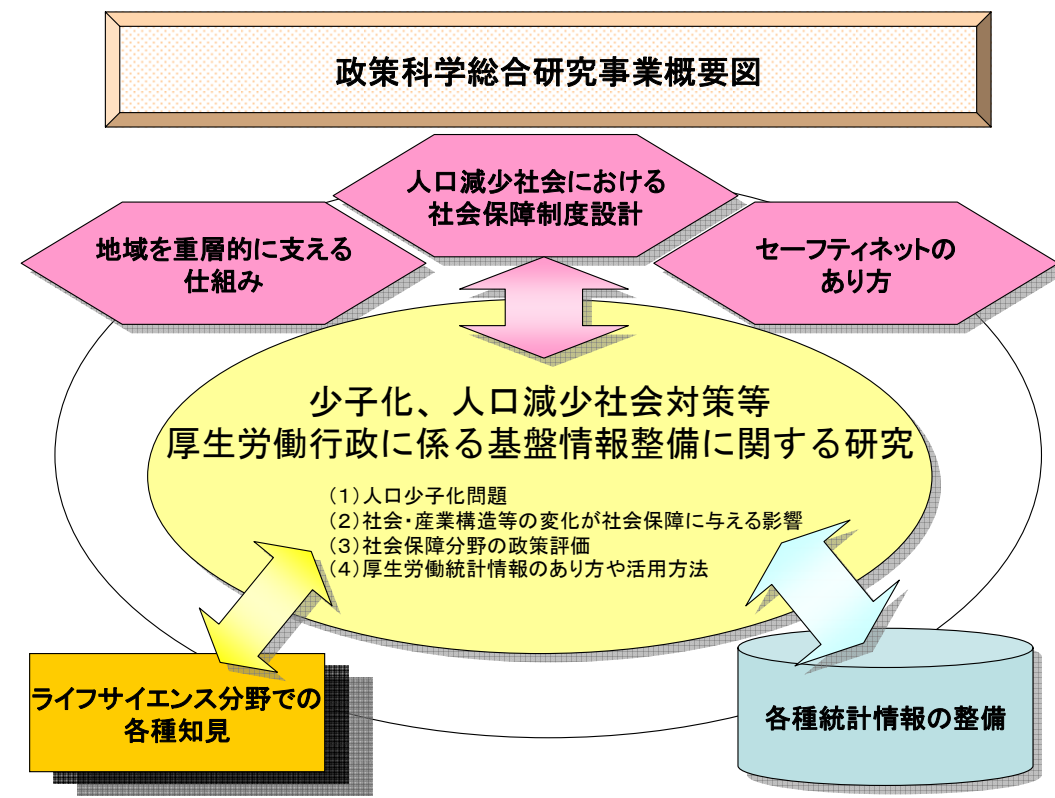
(6)その他

平成16年7月から18回にわたる議論を経て、社会保障の在り方懇談会が提出した報告書において、社会保障制度を持続可能なものにするためには、予防や自立支援に重点を置き、健康寿命や労働寿命を延ばして社会保障への需要そのものを抑制する努力が不可欠としている。また、2006年度の「経済財政運営の基本方針（骨太の方針）」においては、少子高齢化に対応し、「税・財政」を視野に入れた社会保障制度を一体的に見直すとされており、社会保障全般に関する包括的な研究について、当該研究事業においても継続的に推進していく必要がある。

3. 総合評価

多くの研究が喫緊の行政ニーズを反映しており、その成果が様々な分野の厚生労働行政に活用されている点で評価できる。さらに、中長期的観点に立った社会保障施策の検討を行う上で必要な基礎的な理論、データを蓄積する役割も担っており、本研究事業は社会・国民に支持され、その成果は現在の国民だけでなく、将来の国民にも還元されるものと評価できる。なお、今後の事業推進にあたり、研究成果のより積極的な周知広報の実施等に留意するとともに、今後とも一層の事業の充実が必要である。

4. 参考(概要図)



1-2) 社会保障国際協力推進研究領域

1-2-1) 社会保障国際協力推進研究

(分野名) 行政政策研究分野

(研究経費名) 社会保障国際協力推進研究経費

事業名	社会保障国際協力推進研究事業
主管部局(課・室)	大臣官房国際課
事業の運営体制	大臣官房国際課の単独運営

関連する「第3期科学技術基本計画における理念と政策目標(大目標、中目標)」

理念	健康と安全を守る
大目標	生涯はつらつ生活
中目標	誰もが元気に暮らせる社会の実現

1. 事業の概要

(1) 分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)で関係する「重要な研究開発課題」

重要な研究開発課題	・ ライフサイエンスが及ぼす社会的影響や、社会福祉への活用に関する研究開発
研究開発目標	○2010年までに国連ミレニアム開発目標(MDGs)で示された以下の目標の達成にいたる方法論について新たな知見を得て、とりまとめる。
成果目標	◆2015年頃までに WHO 等の国際機関に対する主要分担金負担国たる我が国の国際社会への貢献を確固たるものにし、健康政策について国際的な影響力を確保する。

(2) 事業内容(継続)

社会経済開発の基礎となる社会保障分野での国際協力をより重点的・戦略的に推進していくためには、特に、国際機関へのメジャードナーとしての視点、二国間援助の実施主体としての視点、経済・科学技術・社会保障制度先進国としての視点に基づいた研究を実施し、こうした研究成果に基づいて広い視野、歴史的視点に立った国際協力への取組みが求められている。以下に研究事例をあげる。

(継続) 社会保障分野に関する国際協力のあり方に関する研究

WHO 西太平洋地域事務局戦略 [Patient Centered Approach]に積極関与

(継続) 国際保健における社会的健康決定因子に関する政策的取り組みの立案・実行・評価に関する研究

WHO 本部戦略 [Social Determinant of Health]への積極関与

(新規) 国際機関への拠出のあり方に関する研究

国際機関への戦略的拠出(拠出分野、拠出方法等)
(新規)国際保健戦略立案におけるナレッジマネジメント方策に関する研究
国際保健分野における知識・情報・ノウハウの共有・有効活用

(3)関連事業(関連事業所管課)との役割分担

関連事業なし。

(4)分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)における「戦略重点科学技術」及び「重要な研究開発課題」との関係

「重要な研究開発課題」の「ライフサイエンスが及ぼす社会的影響や、社会福祉への活用に関する研究開発」に関連し、本研究事業はより効果的・効率的な保健衛生分野における国際協力を実施することにより、世界の保健政策への貢献とプレゼンスを維持・強化することを目標としている。我が国は経済・科学技術・社会保障制度先進国であり、WHO等の国際機関へのメジャードナー国であると同時に、二国間援助を積極的に実施してきた。国際協力事業を効果的・効率的に実施し、世界トップクラスの健康水準を誇る我が国の経験・知見を活用したイニシアティブを発揮することにより、我が国の国際社会への貢献を確固たるものにし、健康政策について国際的な影響力を確保することを目指す。

(5)予算額(単位:百万円)

H15	H16	H17	H18	H19
49	45	39	27	(未確定値)

(6)研究事業の成果

これまで、本研究事業では「多国間協力事業の進捗管理および評価手法のあり方に関する研究(H16-18)」「我が国の国際協力を担う人材育成に関する研究(H15-16)」といった社会保障分野の国際協力のニーズの高まりに応えるための研究を行い、過去の保健衛生分野における国際協力事業の分析や、新たな課題への効果的な取り組み手法の開発等、保健衛生分野における今後の我が国の国際協力の推進に貢献するための研究成果をあげてきた。

2. 評価結果

(1)必要性

下記2つの理由より、社会安全保障分野特に保健衛生分野に関する国際協力を実施していくための本研究事業にはその必要性が認められると考えられる。

① WHOへの分担金拠出額が第2位であり、さらに世界最高水準の健康を維持する我が国は、世界の保健衛生を改善するため相当の国際協力を行い、またWHO等の国際機関におけるプレゼンスを確固たるものにすることが必要である。

② 我が国の厳しい財政状況に鑑み、限られたリソースを、より効果的・効率的に活用する必要がある。

(2)効率性(費用対効果にも言及すること)

本研究事業は、予算額としては小規模であるが、本研究事業を通じ、上記(1)に掲げる必要性を満たす研究結果を得ることができれば、我が国の WHO 等の国際機関におけるプレゼンスの向上、さらには世界人類の保健衛生状況の改善に貢献し、その費用対効果は非常に高いと考えられる。

(3)有効性

当該事業は、効果的な国際協力の実施のために、効果的な国際協力推進システムの構築を事業の目的にしている。具体的に期待される成果としては、わが国の WHO・UNAIDS 等への戦略的拠出を行うことで国際協力をより効果的・効率的なものとするに貢献すること、また、WHO が主導するイニシアチブのうち、患者中心の医療や社会的健康因子の研究に関与することで、我が国がこれまでに蓄積した経験・知見を活用し、我が国のイニシアティブ発揮に貢献すること等が期待される。

(4)計画性

国際協力の効果的な実施に資する各種調査研究を実施することにより得た成果により、保健衛生分野の国際協力の施策へ反映させる。

(5)分野別推進戦略(第3期科学技術基本計画)の研究開発目標、成果目標の達成状況

これまで本研究事業を通じて、多国間協力事業の評価手法、世界最高の健康水準を維持する我が国の知見と経験の発信・我が国の国際協力を担う人材育成に資する研究など、WHO への戦略的支援、我が国発のイニシアティブの実現に資する研究が実施され、ひいては研究開発目標に含まれる保健 MDGsの達成、成果目標に含まれる WHO 等の国際機関に対する貢献を確固たるものにし、健康政策について国際的な影響力を確保することに貢献している。

(6)その他

特記なし。

3. 総合評価

世界の保健衛生分野ではエイズ、結核、マラリア、インフルエンザ等の感染症、生活習慣病、母子保健がアジア、アフリカの多くの国で未だ解決されず、さらにはそれを支える社会保障制度の充実が求められ、保健 MDGsを達成するためには一層の努力が必要とされている。一方、我が国は資金面において WHO へのメジャードナー国であり、保健衛生分野・社会保障制度において

先進国であり、これまで保健衛生分野の国際協力に尽力してきた。しかしながら、必ずしも WHO 等の国際機関における我が国のプレゼンスやイニシアティブは十分にアピールしていない。今後は本研究事業を通じ、厚生労働省の政策に直接結びつく目的指向型研究を推進し、研究結果の活用を明確にした、重点的な配分を十分に検討する必要があると考えられる。また、当該事業の研究を行ってきた大学や研究所等との協力により、今後適切な産学官の事業を推進する体制につなげることを期待している。

当該事業を継続するに当たり、研究課題の新陳代謝を図り、また、その時々々の政策課題に随時適切に対応するため、毎年、一定の新規課題が選択採択されるよう各研究課題の周期を調整していくことに留意する必要があると考えられる。

4. 参考(概要図)

